

平成 27 年 12 月 21 日

消費者庁 表示対策課
課徴金制度施行準備担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）及び不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）に係る意見等の提出について

平成 27 年 11 月 25 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則(案)」及び「不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案)」に関する意見等

No.	該当箇所	意見・確認事項	理由
1	不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案) 第4 課徴金額の算定方法	銀行が預金の受入れを行った場合、預金は損益計算書に「収益」として計上されないため、「売上額」には含まれないと考えているが、そのような認識で良いか。	確認のため
2	3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法) (1) 「売上額」 (該当ページ12~13頁)	銀行が行う貸付による利息は「売上額」に含まれるか。	確認のため

以 上